建築CPD情報提供制度
（事務局：財団法人 建築技術教育普及センター）

平成２３年４月１日から

建築士定期講習がCPD実績になります！

これまで、当制度では建築士法22条の2の規定に基づく建築士定期講習をCPD実績対象として認めておりませんでしたが、より一層の充実・円滑な運用に向け、認定プログラムとして登録することを決定しました。これに伴い、平成２３年３月以前に受講した建築士定期講習についても追認する方針です。

推奨単位が年１２認定時間になりました！

これまで、当制度では推奨単位を定めておりませんでしたが、より一層の充実・円滑な運用に向け、推奨単位数を年１２認定時間と決定しました。

建築CPD情報提供制度とは･･･

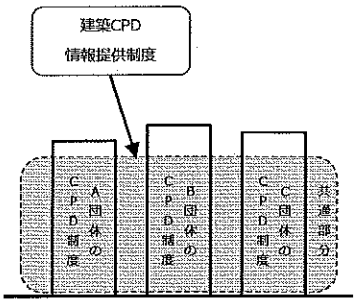

各団体のCPD制度と
統合的な当制度の概念図

建築CPD情報提供制度は、建築士等の継続職能・能力開発の一層の推進を図るため、平成１８年に建築関係諸団体（１１団体※1）が、それぞれのCPD制度を互いに活用・連携する形で、新たに立ち上げた制度です（事務局は財団法人建築技術教育普及センター）。

本制度がスタートしたことにより、いずれの建築関係団体に所属する建築士等であっても、共通の基準による講習・研修等の受講実績を統合的に管理・評価することが可能となりました。

本制度では、制度に参加登録した建築士等が、一定の基準に従い認定された研修等を履修した実績を記録・管理します。その内容を証明することで、行政等が、建築士等の継続して職能・能力の開発に努めていることに対する評価に用いることができます。

既に、国土交通省では、平成２０年５月に、官庁営繕事業における設計及び工事監理業務の受注者選定に際し、担当する建築士等の評価の対象に、本制度の実績を組み入れる方針を決定するとともに、地方自治体におきましても、設計者選定等において、本制度の実績を活用する試みが広がっています。

また、本制度への参加者は、既に２万名を超え（平成２２年１２月１日現在）、認定プログラム数も累計で約１万1,000件に上るなど、制度の規模も拡大しているところです。

自らの知識・技能の維持向上を図っていく際の指標として、また、建築士事務所の信頼向上を図るための一助として、ぜひ本制度にご参加ください。

※1：(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会、(社)日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会※2、(社)日本建築構造技術者協会、(財)建築技術教育普及センター

※2：建築設備士関係団体CPD協議会参加団体
(社)空気調和・衛生工学会、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、(社)日本設備設計事務所協会、(財)建築技術教育普及センター

お問い合わせ先：建築CPD運営会議事務局（財団法人 建築技術教育普及センター内）
TEL：03-5524-3105、FAX：03-5524-3223、URL：http://www.jaeic.or.jp/